

石川県文化財保護審議会の審議結果について

1 令和7年2月26日（水）午後1時半時から開催された「石川県文化財保護審議会（会長 宮下 孝晴）」において、石川県教育委員会から諮問された次の案件について、「保存する価値を有すると認め、石川県指定文化財に指定することが適当である。」旨の答申があった。

- ・有形民俗文化財 「坂網猟の用具及び関係資料」（追加指定・名称変更）
- ・無形民俗文化財 「片野鴨池の坂網猟」

2 今回の答申案件については、今後開催される石川県教育委員会会議に付議され、議決が得られれば、県公報で告示し、正式に県指定文化財となる。

3 今回の答申案件を加えると、県指定民俗文化財は26件となり、県指定文化財の総数は355件となる。